

産業技術短期大学校条例の一部改正に伴う令和3年度学生募集要項
〔推薦入学試験第Ⅰ・Ⅱ期用〕掲載内容の一部変更について

令和2年7月20日

岩手県立産業技術短期大学校

令和2年6月15日付け産業技術短期大学校条例改正に伴い、入学検定料の免除要件が変更となることから、既に公表・配付している「令和3年度学生募集要項〔推薦入学試験第Ⅰ期用及び第Ⅱ期用〕」の掲載内容について、下記のとおり一部変更しますのでお知らせします。

記

1 変更した事項

入学願書裏面の入学検定料納付欄

(変更前)

※平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波、平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる方については、入学検定料が免除となる場合がありますので、岩手県収入証紙を貼付せず、事前にお問い合わせください。

(変更後)

※平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波、平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる方、若しくは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情によって、修業が困難になったと認められる方については、入学検定料が免除となる場合がありますので、岩手県収入証紙を貼付せず、事前にお問い合わせください。

2 その他

新旧対照表は別紙のとおりです。

【問い合わせ先】

岩手県立産業技術短期大学校

事務局（教務担当）

電話 019-697-9088（代表）

別紙

新旧対照表

該当頁等	変更前	変更後
「入学願書（推薦第Ⅰ期）」「入学願書（推薦第Ⅱ期）」裏面「入学検定料納付欄」	※平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波、平成 28 年台風第 10 号又は令和元年台風第 19 号により甚大な被害を受けたと認められる方については、入学検定料が免除となる場合がありますので、岩手県収入証紙を貼付せず、事前にお問い合わせください。	※平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波、平成 28 年台風第 10 号又は令和元年台風第 19 号により甚大な被害を受けたと認められる方、 <u>若しくは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情によって、修業が困難になったと認められる方</u> については、入学検定料が免除となる場合がありますので、岩手県収入証紙を貼付せず、事前にお問い合わせください。

(注) 下線部は変更部分